

甘楽町における
人とペットの災害対策ガイドライン

令和3年3月

目次

第1章 総則	1
1 趣旨	1
2 ガイドラインで使用する用語の定義	1
第2章 平常時の役割、準備	3
1 飼い主の責務	3
(1) 役割	
(2) 日頃からの備え	
2 町の役割	6
3 避難所について	6
(1) 避難所に受入れ可能な動物	
(2) 同行避難可能な避難所の選定	
(3) 避難所におけるペット飼育スペースの検討	
(4) 飼育管理方法の遵守及び周知	
(5) 飼い主への周知・啓発	
第3章 災害時の対応	9
1 飼い主の対応	9
(1) 飼い主の初動対応	
(2) ケージやリード等の準備なく同行避難した方への対応	
(3) ペットとの同行避難	
(4) 避難中のペットの飼育環境確保	
(5) 避難所における飼育	
(6) 避難所における飼育の終期	
2 町の対応	11
3 避難所における対応	11
(1) ペットスペースの準備	
(2) 同行避難の受付	
(3) ペット飼育管理の原則	
(4) 行方不明及び保護したペットへの対応	
(5) 避難所における飼育管理の終期	
別紙 避難所におけるペットの飼育管理のルール	13
様式1 ペット同行避難者申出用紙	14
様式2 ペット飼育者名簿	15

第1章 総則

1 趣旨

町は、地域防災計画で避難所における生活場所へのペットの持込は、原則禁止しているが、ペットがいるために避難できない方が一定数いるものと考えられることから、ペットの同行避難を円滑に実施するため、「甘楽町における人とペットの災害対策ガイドライン」を作成するものである。

町の世帯数は令和2年5月31日現在4,870世帯、令和2年3月31日現在犬登録数は860頭、1割強の500世帯で犬をペットとして飼育している。猫も同等の頭数が飼育されているものと推計する。

ペットを飼育している方は、地震・台風などの大規模な災害発生時には、ペットとともに避難所に避難してくることが予想される。

災害発生直後は、人命救助を最優先することは言うまでもないが、このような状況においては、飼い主が責任を持ってペットの安全と健康を守る必要があることから、飼い主の日頃からの心構えと備えが重要になる。

このガイドラインは、災害時に飼い主がペットと同行避難した際、避難所において適正な飼育ができるように町が飼い主を支援するための一助となるよう、平常時及び災害時における関係者の役割等の指標を示すものである。

2 ガイドラインで使用する用語の定義

ペット

犬、猫等の家庭動物。「家庭動物等の飼育及び保管に関する基準」（平成14年5月28日環境省告示第37号）に規定している家庭動物を指す。愛玩動物または伴侶動物として家庭等で飼育及び保管されている動物並びに情操の涵養及び生態観察のため飼育及び保管されている動物。ただし、動物の愛護及び管理に関する法律第25条の2に規定される特定動物は除く。

同行避難

災害発生時に、飼い主がペットを同行し、避難場所まで安全に避難すること。同行避難は、避難所での人とペットの同居を意味するものではない。

災害時動物救護本部

避難所町職員やボランティア等で構成し、互いに連携・協働して、被災地域における飼い主による災害時の適正飼育を支援するため、設置する。（以下、救護本部とする。）

救護本部の対象動物

被災者が飼育する犬猫等の家庭動物とする。

救護本部が活動する地域

救護本部を設置し活動対象とする地域は、災害救助法が適用された地域等とする。

第2章 平常時の役割、準備

1 飼い主の責務

(1) 役割

災害発生時にペットを守るのはその飼い主であることから、ペットを守るためには、まずは飼い主が無事であることが必要となる。そのために、飼い主がペットの防災を考えることは、ペットだけではなく飼い主自身の災害対策を考えることになる。

災害発生時に避難所などに避難する場合には、動物由来の感染症等が他の避難者やペットに感染しないようにするとともに、避難所などが定めたペット管理のルールを遵守する必要がある。そのために健康面・しつけを含めた、ペットの平常時からの適正な飼育が最も有効な災害対策になる。

また、多数のペットを飼育する時は、同行避難することが可能な頭数か否かについても、十分に検討しておく必要がある。

飼い主の役割は、ペットを飼うという権利に付随して果たさねばならない終生飼育の義務を常に意識し、災害に対する十分な備えをするとともに、常に飼育者の責任を果たす心構えをもつことである。

(2) 日頃からの備え

① 住居の防災対策

飼い主の身の安全のために、地震の備えとして住まいの耐震強度の確認や補強家具の固定など行っておく必要がある。その上で、室内飼育でペットの飼育ケージを置く場所を決める際には、固定した家具のそばに配置し、重量のある物が飼育ケージに落ちてこないような配慮をすることがペットの安全確保につながる。

② 家族内等での話し合い、飼い主仲間との連携

地域で災害対策会合や避難訓練を行うときなどに、ペットを連れて避難する方法を、家族や地域住民の間で話し合っておくことが望ましい。

また、普段から近隣住民と良好な関係を築けるよう、コミュニケーションや飼育マナーに気を配るとともに、万が一の時にはお互いに助け合えるよう、飼い主同士や近隣住民と防災について話し合っておくことも必要である。

③ しつけ

災害発生時に飼い主がペットを連れて避難しようとしても、ペットがパニックになり、いつもと違う行動をとる可能性がある。こうした状況下で人とペットがすみやかに避難するためには、普段から飼育ケージなどに入ることを嫌がらないことや、犬の場合は、「待て」などのしつけをしておく必要がある。

避難所でのペットの飼育においては、人や他の動物を怖がったり、むやみに吠えたりしないこと、飼育ケージに慣れていること、決められた場所で排泄ができることなどが必要になる。しつけは、他人への迷惑となる行動を防止するとともに、ペット自身のストレスも軽減することにつながる。

④ 健康管理

避難所では、ペットが体調を崩し、下痢や嘔吐、食欲不振などのストレス兆候を示すことが報告されている。

また、他の動物との接触が多くなることから、病気感染リスクも高くなる。普段からペットの健康管理に注意し、予防接種やノミなどの外部寄生虫を駆除するとともに、トリミングなどを行いペットの健康と衛生を確保する。さらに、繁殖防止するために、不妊去勢措置を実施しておく。不妊去勢措置には、性的ストレスの軽減、感染症の予防、無駄吠えなどの問題行動を抑制する効果もある。

⑤ ペットの所有者明示

ペットが逃げ出さないように日頃から十分な対策を講じておくことが前提だが、災害発生時には、ペットと離れ離れになってしまう場合もあるため、ペットが保護された際に飼い主の元に戻れるように、所有者明示をしておく必要がある。外から見えて誰でもすぐわかる迷子札などをつけるとともに、脱落のおそれがなく、確実な証明となるマイクロチップを装着し、所有者情報の登録を行っておくことで万一はぐれた際の返還の可能性を高めることができる。

【犬の場合】

狂犬病予防法に基づき、登録と毎年の狂犬病予防接種を済ませ、鑑札・狂犬病予防注射済票を飼い犬に装着する。首輪が緩い場合、頭から抜けてしまうこともあるため、適切な締め具合に調節しておく。

【猫の場合】

マイクロチップを装着するなど対策を講じることが望ましい。

【他の動物（小鳥、うさぎ等）】

種類に応じて、足環、耳標、マイクロチップをつける。

⑥ 避難用品及び備蓄品の対応

自宅避難ではもちろんのこと避難先においてもペットの飼育に必要なものは、飼い主が用意しておく必要がある。避難指示などが出た場合に安全な避難場所まで避難できるように、リードや飼育ケージなど移動に必要な用品を準備しておく。

備蓄品には優先順位を付け、優先度の高い物は避難時にすぐに持ち出せるようにし、人の避難用品とともに保管する。

＜ペット用の備蓄品と、持ち出す際の優先順位の例＞

◆優先順位1 動物の健康や命に係わるもの

- ・療法食、薬
- ・フード、水（少なくとも5日分）
- ・食器
- ・飼育ケージ
- ・予備の首輪、リード（伸びないもの）
- ・ペットシート、排泄物の処理用具
- ・トイレ用品（猫の場合は使い慣れた猫砂、または使用済み猫砂の一部）

◆優先順位2 情報

- ・飼い主の連絡先とペットに関する飼い主以外の緊急連絡先・預け先などの情報
- ・ペットの写真
- ・ワクチン接種状況、既往症、投薬中の薬情報、検査結果、健康状態、かかりつけの動物病院の情報（ペット健康手帳）

◆優先順位3 ペット用品

- ・タオル、ブラシ
- ・ウェットタオルや清浄綿（目や耳の掃除など多用途に利用可能）
- ・ビニール袋（排泄物の処理など多用途に利用可能）
- ・お気に入りのおもちゃなど匂いがついた用品
- ・洗濯ネット（猫の場合に屋外診療、保護時に有用）
- ・ガムテープやマジック（ケージの補修、段ボールを用いたハウス作り、動物情報の掲示など多用途に使用可能）

⑦ 防災訓練等

飼い主は、避難指示が出た場合に備え、町民カレンダーやウェブサイトなどで住んでいる地域のハザードマップを確認し、被害想定を把握して対策を講じる。

また、町防災計画、避難所の所在地、避難ルートなどを確認しておく。避難所にペットを連れて行く際の注意事項や救援物資の受け取り場所も、あらかじめ町に確認しておく。

実際に家族単位でペットを連れて避難場所へ行く訓練を行い、所要時間や危険な場所、複数のルートをチェックしておくことでより安全に避難することができる。

⑧ 同行避難できない場合への対応

ペットの一時預け先について、避難所などでの飼育以外にも、親戚や友人など、複数の一時的預け先を探しておくことが望ましい。

特に大型の動物や危険な動物等、専用の飼育施設が必要な動物については、避難所での受入れが困難なことから、飼い主は一時預かり先や飼育管理を検討・準備しておく必要がある。

2 町の役割

町は、飼い主がペットと同行避難することを前提とし、飼い主が避難所で適正な飼育管理ができるように、避難所での受入れについて、体制を整備する。

- ① ペットの適正な飼育災害への備えなどに関して飼い主への普及啓発を行う。
- ② ペットの受入れができる避難所選定を検討する際には、動物アレルギーなど、配慮が必要な方がいることを考慮する。
- ③ 避難所でのペット飼育管理方法（ルール）を検討する。
- ④ ペットとの同行避難にも配慮した避難所運営訓練を実施する。

3 避難所について

(1) 避難所に受入れ可能な動物

被災者が飼育する大型動物や飼育許可が必要な特定動物は避難所の受入れは困難である。

被災者が同行避難可能な避難所を選定した場合は、動物アレルギーなど動物との接触に特別な配慮が必要な方がいることを念頭におく必要がある。

また、ペットの生活場所への持込は補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）を除き原則禁止とする。

(2) 同行避難可能な避難所の選定

同行可能な避難所は、旧第三中学校、旧第二中学校、小幡小学校、福島小学校、新屋小学校及び甘楽中学校の屋外通路や倉庫などとし、一定のルールを設けペットの同行避難者を可能な限り受け入れる。

(3) 避難所におけるペットスペースの検討

ペットの鳴き声・臭いや毛が飛散するなどを原因として、避難者間でトラブルが生じることもある。普段はしつけができていないペットも、馴れていない環境下で、想定しない行動をとることもあり、飼い主でない人がペットに近づき、突然咬まれてしまうことも想定される。これらを考慮し、避難所の指定場所（以下、「ペットスペース」という。）を選定し、住民に対し情報提供を行う。

＜避難所におけるペット飼育の原則＞

- ・ ペットはペットスペースで飼育ケージ等に入れて管理する。
- ・ ペットの飼育管理は飼い主が行う。

＜ペットスペースを検討するポイント＞

- ・ 鳴き声や臭いがするのを避けるため、極力避難者の居室と隔離した場所とする。
- ・ 避難者には、動物アレルギーなど動物との接触に特別な配慮を必要とする方がいることも踏まえて、ペットスペースは居室出入り口付近や人通りの多い場所を避ける。
- ・ ペットスペースは、可能な限り屋内や直射日光や雨風のしのげる屋根のある場所を活用する。既存の設置物を活用し、ブルーシートを張るなど工夫する。

例：a. 倉庫を利用

b. サッカーゴールを横に倒し転倒対策を講じた上ブルーシート等で覆って利用

c. 渡り廊下や自転車置き場などを利用する。

- ・ 可能な限り、動物ごとに飼育エリアを分ける。

例：a. 部屋を分ける

b. ダンボールや布で仕切る

- ・ 避難所のスペースに余裕がある場合には、ペット同伴者用居室を設ける。補助犬（盲導犬、介護犬、聴導犬など）は身体障害者補助犬法により、居室への同伴を拒むことはできないため、居室場所の選定をあらかじめしておく。

（４）飼育管理方法の遵守及び周知

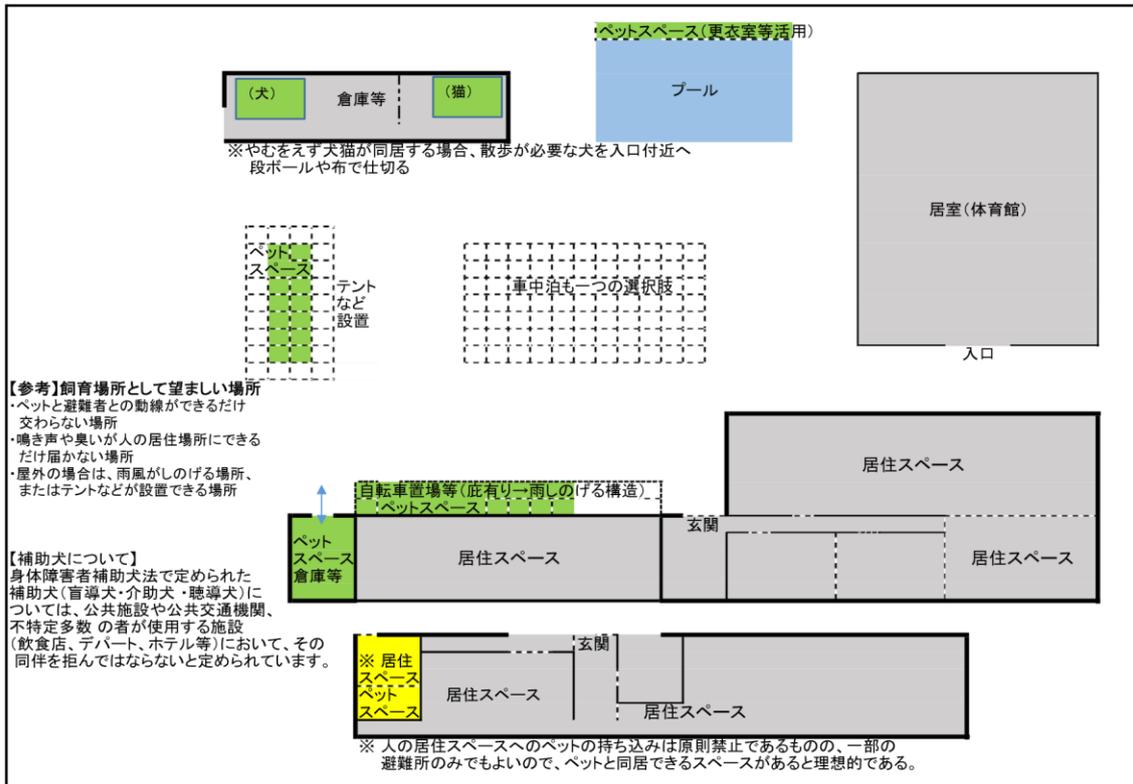
避難所においても、飼い主が責任を持って、指定されたペットスペースで飼育管理を行う。どのペットもできるだけストレスなく健康に過ごせるよう、飼い主以外の人に危害を加えたり、迷惑をかけないようにするためにも、別紙「避難所におけるペットの飼育管理のルール」により管理上のルールを飼い主へ周知する。

また、避難所で使用する飼育ケージ札についてもあらかじめ準備しておく。

（５）飼い主への周知・啓発

ペットと同行避難可能な避難所を前もって住民へ周知しておく。同時に災害に備えた飼い主の準備を啓発する。

(ペットスペースのイメージ図)



第3章 災害時の対応

1 飼い主の対応

■発生直後

(1) 飼い主の初動対応

- ① 飼い主自身の安全を確保する。
- ② ペットの安全確保及び逸走の防止をする。(ケージに入れる、リードを付ける等)
- ③ 情報を積極的に収集する。(ラジオ、テレビ、インターネット等)
- ④ 得られた情報や自宅の状態を確認し、避難の判断をする。

■避難開始

(2) ペットとの同行避難

同行避難する場合は、飼い主自身の安全が確保されていることが前提となる。発災時にペットと離れた場所にいる場合は、災害の種類や自分自身の被災状況、周囲の状況、自宅までの距離、避難指示などを考えて、ペットを避難させることが可能かどうかを飼い主自身が判断する。

＜同行避難する際のポイント＞

① 犬の場合

- ・リードを付け、首輪が緩んでいないか、名札、鑑札、狂犬病予防注射済票を装着しているかを確認する。
- ・小型犬はリードを付けた上で、飼育ケージに入れる。
- ・避難用品を持って避難場所へ向かう。

② 猫の場合

- ・名札付きの首輪をつける。
- ・飼育ケージに入れる。
- ・飼育ケージの扉が開いて猫が逸走しないようにガムテープなどで固定する。
- ・避難用品を持って避難場所へ向かう。

③ 他の動物(小鳥、うさぎ等)の場合

- ・種類に応じた所有者明示をした上で、猫に準じて対応する。

■避難初期

(3) 避難中のペットの飼育環境確保

避難生活を行っている中でのペットの飼育環境には、以下のような選択肢がある。地域や災害の状況、発災からの時間の経過によって選択可能な飼育環境が異なるため、被災者が自らの状況を踏まえて、適切な飼育環境を選択する。

① 避難所での飼育

- ・ 飼育環境の維持管理には、飼い主同士が助け合い、協力することが必要となる。

② 自宅での飼育

- ・ 飼い主もペットも自宅に留まる在宅避難の場合、支援物資は必要に応じて避難所に取りに行き、情報収集に努める。
- ・ 飼い主は避難所に避難し、ペットを自宅で飼育する場合は、避難所から自宅に世話をしに通う方法もある。ただし、二次災害の危険が考えられる場合は、この方法は避けて同行避難する。

③ 車中での飼育

- ・ 支援物資等は、必要に応じて避難所などに取りに行く。
- ・ 飼い主は、手足を伸ばして眠れる状態を作り、遮光や換気の対策をとるなど、エコノミークラス症候群や熱中症への対策と注意が必要である。ペットも熱中症になるため、やむをえずペットだけを車中に残すときは、車内の温度に常に注意し、十分な飲み水を用意しておく。
- ・ 長時間、車を離れる場合には、ペットを安全な飼育場所に移動させる。

④ 一時的に預ける

- ・ 避難所での飼育が困難な場合や、飼い主の事情により飼育が出来ない場合には、被災していない地域の親戚や友人等に一時的に預ける。
- ・ 動物愛護センターの収容施設、動物病院、民間団体等に一時的に預ける場合もあるが、条件や期間、費用について確認し、後にトラブルが生じないように、覚書などを取り交わすようにする。

■避難中期

(4) 避難所における飼育

- ① 避難所で定めたペットスペースでのルールを遵守する。
- ② 飼い主同士で助けあい、ペットの適正飼育に努める。

■避難後期～避難終期

(5) 避難所における飼育の終期

災害復旧や住居環境整備の状況などにより、避難生活が終息する場合には、飼い主がペットスペースの片付けを行う。

2 町の対応

飼い主とペットの安全を確保するため、自宅が危険だと判断して避難所に避難してきた飼い主に対し、避難所へすみやかな受入れができるように誘導する。

- ① 救護本部と情報共有、連絡調整し、指定避難所を運営する。
- ② ペットの同行避難者の指定避難所などへの避難誘導、受入れ、支援
- ③ 指定避難所におけるペットの飼育状況などに関する県への情報提供
- ④ 指定避難所でのペットの適正飼育に係る指導と支援
- ⑤ 救護本部が行う活動に対する支援の要請と連携協力
- ⑥ 被災住民などへの動物救護や飼育支援に関する情報の提供
- ⑦ 復旧や住民の住居環境の整備状況、保護依頼の状況や飼い主への返還、譲渡の状況などを総合的に勘案して災害対策活動の終息時期を判断する。

3 避難所における対応

(1) ペットスペースの準備

- ・周囲が汚れないようにブルーシートなどを敷く。
- ・張り紙などで注意喚起や案内掲示をする。
- ・ペットスペース内に飼育管理ルールを掲示する。

(2) 同行避難の受付

- ・ペット同行避難者申出用紙（様式1）により受付する。
- ・飼育管理ルールを説明し、持参した飼育ケージ等に名札を装着後 ペットスペースへ案内する。
- ・ペット飼育者の情報は、ペット飼育者名簿（様式2）により整理する。

(3) ペット飼育管理の原則

- ・ペットの飼育管理は飼い主の責任で行う。
- ・発災後数日間は、飼い主が持参したペット用品で対応する。
- ・共用スペースは、飼い主同士で話し合い、清掃など行う。
- ・排泄物は、適切に処理できるよう、ルールを決めておく。（悪臭防止、感染症防止に重要）

- ・避難が長期間に及ぶ場合には、飼育場所の清掃当番など詳細なルールを決めていくことが必要となるため、飼い主の中から代表者を選び、飼い主の会を設置するなど自主性のある組織運営へ導く。
- ・状況の変化に応じて、ペットスペースやルールを柔軟に変更して対応する。

(4) 行方不明及び保護したペットへの対応

- ・避難所において、ペットの写真(特徴)を掲示する等により行方不明になったペットや保護したペットの情報を提供する。
- ・動物愛護の行政機関に連絡する。

(5) 避難所における飼育管理の終期

- ・災害復旧の整備状況を総合的に勘案して災害対策活動の終息時期を判断する。
- ① 地域のペット飼育状況に応じて、応急仮設住宅でのペット受入れ方針を検討し、鳴き声や糞尿など想定されるトラブルを考慮した応急仮設住宅における飼育ルールを定める。
 - ② ペットスペースを使用しなくなった場合は、飼い主が片付けを行って、可能な限り消毒し、原状復帰する。

避難所におけるペットの飼育管理のルール

災害により自宅と同様にペットを飼育することは難しい状況ですが、どのペットもできるだけストレスなく健康に過ごせるよう、また、自分のペットが他人に迷惑、危害を加えることのないようルールを守って管理することが必要です。

飼い主の責任でペットの世話をを行うことを原則としますが、飼い主どうしで協力し合い、助け合って世話を行ってください。

- ◎ 避難所でのペットの飼育管理は、運営管理者の指示に従い、指定された場所で飼い主が行ってください。支援物資などが届く当面の間、ペットの飼育にかかるフードや用品は、原則、飼い主の責任で用意するようお願いします。
- ◎ 指定された場所においても、飼育ケージに入れる、支柱につなぐなどの方法で飼育しましょう。
- ◎ 飼育ケージや飼育スペースは清掃を行い、清潔を保ちましょう。排泄物は、ルールを守り、適切に処理しましょう。
- ◎ ペットには、所有者明示（鑑札や注射済票、迷子札等）をつけましょう。
- ◎ 飼育ケージなどにも、飼い主がわかる名札をつけておきましょう。
- ◎ 避難所の中には、動物が苦手な方、動物アレルギーのある方がおります。人の居室に許可なくペットを持ち込むことはできません。
- ◎ 問題が生じた際には、運営管理者へ連絡してください。細かいルールは運営管理者と飼い主どうしで話し合い、決めましょう。
- ◎ 避難生活が長引くことは、ペットもストレスを感じ体調不良等おこす可能性もあります。親戚や知人など、一時的に預かってもらうことも検討してください。

〈ペット同行避難者申出用紙〉

飼い主記入欄：太枠の中を記入してください。

飼い主の情報	氏名			
	住所			
	電話（携帯番号）			
動物の情報	動物の種類	犬・猫・その他（ ）	性別	オス・メス
	動物の呼び名		年齢	
	体格	特大・大・中・小	kg	毛色
	マイクロチップ	有・無	個体識別番号 (マイクロチップ番号)	
	ワクチン種類	・接種（ワクチン名： ） ・未接種 ・不明		
	不妊去勢措置	実施 ・ 未実施		
	犬の場合	鑑札番号		
狂犬病予防注射		接種済 ・ 未接種		
注射済票番号				

受付窓口記入欄

避難所名			
整理番号		ケージ番号	
入所年月日		退所年月日	

☆県内動物愛護行政関係機関

群馬県動物愛護センター

本 所：伊勢崎市、佐波郡

TEL：0270-75-1718

西部出張所：安中市、藤岡市、多野郡、富岡市、甘楽郡

TEL：0274-67-7677

北部出張所：渋川市、北群馬郡、吾妻郡、沼田市、利根郡

TEL：0279-25-8852

東部出張所：太田市、桐生市、みどり市、館林市、邑楽郡

TEL：0276-55-0731

群馬県における人とペットの災害対策ガイドラインに関する問合せ先

・群馬県健康福祉部食品・生活衛生課

TEL：027-226-2442

甘楽町における人とペットの災害対策ガイドラインに関する問合せ先

住民課 環境係 TEL 0274-74-3131 (内線269)

FAX 0274-74-5813

E-mail kankyou@town.kanra.lg.jp